

1. 件名：福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋カバー解体に係る面談
2. 日時：令和2年9月2日（水）15時35分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、市森係員

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋カバー解体に係る資料に基づき以下の説明があった。
 - 1号機原子炉建屋カバーはガレキ撤去等を行うため、既にカバーの上部（柱、梁、屋根・壁パネル）は解体済みであり、今回、カバーの下部（柱、梁、ビニールの幕材等）の解体を計画していること。
 - カバーは嵌込接合（嵌め込み式）で、吊り上げることで簡単に解体を行えるため、クレーンによる吊り上げで解体し、低線量エリアに運び小割した後に、トラック等で瓦礫として搬出・保管を行うこと。
 - 解体は既に認可を受けている作業方針（実施計画Ⅱ 2.11 添付資料-8）に準じ、以下のとおり行うこと。
 - ✓ 放射性物質の飛散抑制として、作業中は構内ダストモニタによりダスト濃度を監視し、警報が発報した場合には作業を中断、散水を行うこと。
 - ✓ 放射性物質の環境影響は、作業方針上の放射性物質排出量の管理目標値とカバー上部の解体時における放射性物質の飛散量（測定値）との比較により、敷地境界における年間被ばく線量の管理目標値に与える影響は非常に少ないと判断できることから、解体部材の表面汚染密度が十分に低いカバー下部においても同等と想定していること。
 - ✓ 路盤面の整備や遠隔操作設備の使用により、作業者の被ばく線量を抑えること。
 - 解体作業はオペフロのガレキ落下防止・緩和対策が終了次第行う予定であること。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認するとともに以下について説明を求めた。
 - 建屋カバーの解体の方法について、手順や考慮する事項の詳細を説明すること。
 - カバー下部とともに、以前取り付けた防風シート等も解体するとしているが、現在の1号機オペフロ内ではダスト飛散対策としてどのような作業が行われているのか。解体して問題ないとする考え方を説明をすること。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋カバー解体に伴う実施計画の扱い

について